

資格認定制度 利用規約

作成日: 2025年10月5日

本利用規約は、一般社団法人離婚相談連盟(以下「当法人」)が提供する「離婚相談士」「夫婦相談士」資格認定制度(以下「本制度」)に関する認定料の支払いおよび申請手続きの条件を定めるものです。

第1条 (認定料)

- 本制度における資格認定料は、当法人が別途定める金額とします。
- 認定料の支払いは、当法人が指定する決済サービスを通じて行うものとします。

第2条 (返金不可)

支払われた認定料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

第3条 (申請手続きと認定)

- 認定料を支払った者は、本制度の教育プログラムを受講し、資格認定手続きを申請することができます。
- 当法人が審査のうえ認めた場合に限り、申請者は「離婚相談士」「夫婦相談士」の名称を使用することができます。
- 認定者として不適格と当法人が判断した場合

第4条 (権利と義務)

- 認定者は、本制度に基づき認定名称を使用できますが、その使用方法は当法人の定める基準に従うものとします。
- 認定者は、当法人の名誉や信用を毀損する行為を行ってはなりません。
- 認定資格は、会費の未納、規約違反、その他当法人が不適切と判断した場合に取り消されることがあります。

第5条 (免責事項)

当法人は、本制度の利用に関連して申請者または認定者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第6条 (規約の変更)

当法人は、本規約を必要に応じて改定することができます。改定後の内容は、当法人ウェブサイトに掲載した時点で効力を生じます。

本要件は、2025年10月5日より施行する。

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5
代々木シティホームズ803号
代表理事 有賀 輝富